

学習院女子大学大学院長期履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院女子大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第33条第5項に基づき、長期履修生に関し必要な事項を定める。

(長期履修生)

第2条 本大学院学則第33条に基づき入学を許可された者は、長期履修生となることができる。

(履修計画年数)

第3条 長期履修生は、3年・4年・5年・6年・7年・8年のいずれかの履修計画年数を選択し、入学時に申請しなければならない。

2 入学時に申請し許可された履修計画年数は、変更することはできない。

(在学年限)

第4条 長期履修生は、休学期間を除き8年を超えて在学することはできない。

(休学)

第5条 長期履修生の休学期間は、通算して4学期を限度とする。

(入学金・授業料その他)

第6条 長期履修生の入学金・授業料その他は、本大学院学則第27条第2項及び第3項並びに第30条から第32条までの規定による。

2 前項の規定にかかわらず、長期履修生が履修計画年数を超えて在学する場合は、本大学院学則別表3の授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(改正)

第7条 この規程の改正は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

学習院女子大学大学院科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、学習院女子大学大学院学則（以下「学則」という。）第34条に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

(科目等履修生)

第2条 学習院女子大学大学院（以下「本大学院」という。）学生以外の者で、本大学院の授業科目の1科目あるいは数科目の履修を希望し、本学研究科委員会の承認を得た者を科目等履修生という。

(履修期間)

第3条 履修期間は半年とし、学期ごとに願い出るものとする。

(単位の認定)

第4条 科目等履修生は、履修した授業科目の修了試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、単位修得証明書を交付する。

(出願手続き)

第5条 出願する者は、出願要項に定められた期間内に、次の書類等を提出しなければならない。

一 科目等履修生願（所定の用紙）